

# 医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、マイナ保険証の有無に関わらず、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時（月に1回限り） 医療情報取得加算 1点
- 再診時（3ヶ月に1回に限り算定） 医療情報取得加算 1点

※取得情報には「受診歴」「薬剤情報」「特定健診情報」やその他の診療情報が含まれます。  
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。